

永平寺町共同募金助成実施要綱



この助成金は永平寺町民の皆様に、「誰もが安心して暮らせる地域づくりのために」と、

ご協力いただいた**共同募金**が財源です。

福井県共同募金会 永平寺町共同募金委員会

福井県吉田郡永平寺町石上 2 7 - 4 1

社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会内

T E L : 0776-64-3000 F A X : 0776-64-3103

永平寺町共同募金助成実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や福祉団体を応援するため、永平寺町共同募金委員会（以下「当委員会」という）が行う助成の基準や手続きについて定めるものとする。

（助成対象団体）

第2条 助成対象団体は、永平寺町内に活動の拠点を置き、地域活動や福祉活動を目的に活動する非営利な民間団体とする。

- （1） 法人格の有無は問わないが、団体の規約などを備えていること。
- （2） その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- （3） 活動の実績、内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- （4） 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- （5） 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

（助成対象事業）

第3条 助成の対象は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来る地域づくりを目指して、永平寺町民が参加し、共に助け合い、地域や社会を良くしていこうとする活動や事業とする。

- （1） 助成を受ける事業は、申請をした当年度の助成を受けた日より翌年3月31日までの間に実施完了する事業を対象とする。ただし、歳末たすけあい事業にあっては、申請した年度とする。

（助成申請）

第4条 助成を受けようとするものは、福井県共同募金会及び永平寺町共同募金委員会公募要領で定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、当委員会まで提出しなければならない。

なお、提出された助成申請のうち、当委員会では対応できない事業でかつ、福井県共同募金で定める共同募金助成基準の広域助成対象になる事業に該当する助成申請は、申請書に意見書を付し福井県共同募金会へ提出するものとする。

（審 査）

第5条 応募のあった事業については、当委員会において次の基準により審査を行う。

- （1） 地域貢献性
安心して住みよい地域を実現する事業であること。
- （2） 必要性
地域社会のニーズや課題を的確にとらえ、企画がそれを解決するために有効な事業であること。

(3) 実現性

企画の意図や内容を実現するために、人的物的資源や実施計画が整っている事業であること。

(4) 発展性

一過性のものでなく継続して行われ、助成事業終了後も発展性があり、事業を通じて育成された人材の活躍が見込まれる事業であること。

(5) 連帯性

地域の住民や団体などの連携を深め協働で取り組んでいる事業であること。

2 募集対象事業は次の通りとする。

(1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動費。

(2) 自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動費。

(3) 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動費。

3 前項に掲げる事業であっても、次の各号のいずれか該当する事業は助成対象とはしない。

(1) 国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業。

(2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体、ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。

(3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業または団体。

(4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行なう事業。

(5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる事業。

(6) 当年度において共同募金との重複感をあたえるような寄付金の公募を実施またはしようとする事業。

(7) 借入金の返済及び負債整理の保証となるもの

(8) 助成金以外の収入を期待できこれによって当該活動が実施できるもの。

(9) 助成による効果が期待できない事業。

(10) 他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業。

4 決定機関

当委員会で決定する。

5 その他

審査に際し、必要な場合は申請者に説明を求めることがある。

慣例的に行われる事業は、助成対象の優先順位の低位とし、助成基準を引き下げ、又は助成出来ないことがある。

(助成の種類と金額)

第6条 この事業の対象となる助成の種類と金額は、次の通りとする。

(1) 永平寺町社会福祉協議会事業助成

(ア) 助成の種類

地域活動計画等に基づき、永平寺町社会福祉協議会が実施する地域福祉活動事業に対する助成

(イ) 助成の対象としない経費

1. 施設整備、機器などの維持管理費
2. 事業に直接関係しない事務経費
3. その他本会が、不適当と認める経費

(2) 公募による地域福祉活動事業助成

(ア) 助成の種類

地域福祉活動計画等に基づき、永平寺町社会福祉協議会以外の団体などが実施する
地域福祉活動事業に対する助成

(イ) 助成の対象としない経費

1. 施設整備、機器などの維持管理費
2. 事業に直接関係しない事務経費
3. その他本会が、不適当と認める経費

(ウ) 助成基準額

1. 1 団体 1 事業につき 10 万円を上限とする。
2. 設備については、助成対象経費の 3/4 以内（75%）を原則とする。（千円未満切り捨て）
3. 募金実績及び助成対象事業の決定数等により、助成金額の限度額を引き下げることがある。

（対象経費）

第7条 この助成において対象となる経費については、事業を実施するに当たり直接必要なものだけを対象とする。また、次に挙げるような経費については対象外とする。

- (1) 事業に関する人件費やグループ、団体の会員が講師となる場合の謝金
- (2) スタッフの打ち合わせ会、反省会などのお弁当お茶などの飲食代。
- (3) イベント等の参加賞としての金券や商品券代。
- (4) 事業に直接関係のない管理経費、事務経費。
- (5) 領収書の取れないもの。

（助成額の決定）

第8条 申請団体への助成額の決定は、当委員会での助成額の承認後、当委員会より助成交付決定通知書にて通知する。

（交付請求）

第9条 被助成団体は、前項の通知を受け、助成金を受けようとする時は、別に定める「助成金請求書」を当委員会の会長あてに提出する。

（助成金の交付）

第10条 当委員会は、第6条による助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

（助成事業の変更）

第11条 助成決定後、当委員会が指定した事業について止むを得ざる事情により変更したいときは、事前に「変更申請書」を提出してこの会の許可を得なければならない。

（事業完了報告）

第12条 被助成団体は、助成事業完了後直ちに「事業完了報告書」に支出を証明する書類を添付して、当委員会に提出しなければならない。

2 当委員会は、必要があると認めるときは、助成団体に対して調査を行うことができる。

（助成金額の確定）

第13条 当委員会は、前条第1項により報告書等が提出されたときは、助成事業の実施内容及び収支決算書が適正であるかを審査し、適正であると認められたときは、助成金交付額を確定し、助成団体に対して「確定通知書」を通知することとする。

（助成金の経理）

第14条 被助成団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。また、当委員会及び福井県共同募金会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を呈示するものとし、監査を拒むことはできない。

（使途報告）

第15条 被助成団体は、助成金の使途に関し、住民への周知を図るよう努めなければならない。

（助成の取消）

第16条 被助成団体が次の項目に1つでも該当する時は、助成金の全額もしくは一部を当委員会に返還させることができる。

- (1) 経理状況が極めて不良と認めたもの。
- (2) 経理上不都合ありと認めたもの。
- (3) 助成決定後事業を一部休止または廃止したもの。
- (4) 助成金を指定された事業以外に使用したとき。
- (5) 事実と相違した助成申請または使途報告を行ったとき。
- (6) その他、この会及び福井県共同募金会の指示に従わずまたは不適當と認めた場合。

（助成物件の管理期間）

第17条 助成を受けることが決定した団体は、団体の作成する事業計画、予算にその事業が共同募金からの助成金であることを明示するとともに、事業の実施に当たっては以下の事項に注意して十分に広報すること。

- (1) 関係者を始め、参加者にも助成事業であることを広く伝えること。
- (2) 会報、広報誌、募集チラシには必ず共同募金助成事業と明記し、使途も寄付者にできるだけ分かりやすく明示すること。

(3) 助成金を受けて備品や資材を購入した場合は、よく見える場所に共同募金助成事業と明記すること。

(4) 助成を受けた団体は、募金活動にも積極的に協力するよう努めること。

(附則)

この要綱は、平成22年3月30日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日より一部改正適用する。